



中央闘争ニュース

18春闘勝利!!

2018年2月20日

第 1 号

郵政ユニオン

中央執行委員会

2018春闘スタート!

2月19日、春闘要求書提出

◆第1回賃金交渉で要求書の主旨説明を行う!

本部は2月19日、「2018年4月1日以降の賃金引上げ等に関する要求書」を日本郵政グループ各社に提出、第1回賃金交渉を同日午後6時から、4会社同席のもと開催しました。

交渉ではまず組合側から18春闘要求書の主旨説明を行ないました。



3点の柱で主張を展開、3月14日を回答指定日に

主旨説明では3点を柱に主張を行ないました。

一点目は、春闘アンケートの集約結果や第6回中央委員会の討論のなかで、苦しい生活実態や要員不足による苛酷な長時間労働、異常な業務運行などの実態が数多く報告されていることを踏まえ、特に日本郵政と日本郵便両株式会社には金融と通信のユニバーサルサービスの提供が義務付けられていることを指摘し、全国で安定したサービスをあまねく公平に提供していくためにも要員不足の解消が早急に求められていると主張しました。

二点目に、昨年、日本郵政グループが、第3四半期決算で2966億円の純利益を上げながら2年連続でベースアップを見送ったこと、また同じく2年連続で契約社員の月給および時給の引上げも行なわなかったことを指摘。労働者の生活実態は春闘アンケート結果でも明らかのように、依然として生活が苦しい状況が続いており、「トール社の減損処理には約4000億円も出すが、社員のベアや時給引き上げなどには応じない」では、「社員の幸せ」は遠のくばかりであることを主張しました。

その上で、2月14日に発表した2018年3月期第3四半期決算では、グループ連結純利益は3752億円で、前年同期を785億円上回り、昨年にも増して賃金のベアや時給引上げなどが可能な状況であることを強調し、日本郵政グループは社員の生活改善に向け、積極的な賃上げをおこなうべきであると主張しました。

三点目として郵政事業は全社員の47%を占める非正規社員なしでは成り立たず、非正規社員が重要な役割を担っていること。政府が「働き方改革実行計画」で「同一労働同一賃金」な

ど非正規雇用の処遇改善を言わざるを得なくなるなかで、国が半数以上の株式を保有する極めて公共性の高い大企業である日本郵政グループが、他産業に先駆けて正社員との格差是正や均等待遇を進めるべきであることを強く求めました。

最後に、要求書は全体として①期間雇用社員の処遇改善、②正社員の処遇改善、③高齢再雇用社員の処遇改善、④大幅増員・長時間労働の是正、という4つの部分から構成されているとし、その概要を説明するとともに、3月14日を回答指定日としました。

会社は「各社とも、頂いた要求書を一旦持ち帰り、熟読の上、真摯に検討したい」と回答し、引き続き交渉の場を持っていくことを確認しました。

◆「非正規労働者の正社員化と均等待遇を求める 3・5本社前集会／院内集会」の成功めざし 「非正規雇用議連」議員への要請行動を行う

労働契約法20条裁判のたたかいは東京高裁と大阪地裁での判決へと進み、東京高裁は第2回控訴審が4月19日に決定しました。

非正規労働者の均等待遇実現と正社員化は18春闘の大きな柱です。2月13日、本部は超党派の衆参国會議員で発足した「非正規雇用労働者の待遇改善と希望の持てる生活を考える議員連盟」の国會議員を中心に、3月5日に開催する「非正規労働者の均等待遇と正社員化を求める院内集会」の案内と参加要請を行いました。

3月5日の署名提出行動と本社前集会、そして院内集会を大きく成功させ、正社員があたりまえの社会を郵政職場からつくるたたかいに奮闘しましょう。

郵政ユニオンの18春闘のたたかいは、昨年秋から取り組んだ春闘要求アンケート、郵政に働く非正規労働者の均等待遇と正社員化を求める要請署名、各地本での春闘決起学習会の開催など、すでに全国で展開されています。現在、スト権一票投票も28日までの期間でとりくまれています。高批准でスト権を確立することが、日本郵政グループ各社にインパクトを与え、賃金交渉を展開する上で大きな力となります。一人ひとりが行動する春闘を展開し、賃金上げの風を全国の職場から起こしていきましょう。

要求内容（抜粋）

- 正社員・短時間社員・短時間勤務社員の賃金20000円の引上げ
- 月給制契約社員の基本月額23000円引上げ
- 再雇用社員の基本給26000円の引上げ
- 時給制契約社員の時間給200円引上げ、基本給を1200円以上にする
- 夏期・年末一時金は年間4.4月
- 期間雇用社員等の均等待遇と希望するすべての者の正社員化
- 一般職の処遇改善、基本給を抜本的に改善すること
- 大幅増員と労働条件の改善
- 長時間労働の是正と36協定の締結にあたって「特別条項」を付けないこと